

○ 家畜・食肉等の流通合理化に向けた施設整備への支援

【令和7年度予算概算要求額 20,200 (12,052) 百万円の内数】

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた新しい畜産業の姿を生産現場で実装するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援**します。また、国産畜産物の安定供給や畜産物の産地育成を図るため、**家畜及び食肉等の流通の合理化・効率化に向けた畜産物処理加工施設等の整備等を支援**します。

<政策目標>

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産努力目標の達成

- 牛肉生産量 (33万トン [平成30年度] → 40万トン [令和12年度まで])
- 豚肉生産量 (90万トン [平成30年度] → 92万トン [令和12年度まで])
- 鶏肉生産量 (160万トン [平成30年度] → 170万トン [令和12年度まで])
- 鶏卵生産量 (263万トン [平成30年度] → 264万トン [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 新基本法実装・農業構造転換支援事業

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**新しい畜産業の姿を生産現場で実装**するため、実需とのつながりの核となる**拠点事業者**と産地等が連携し、**生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

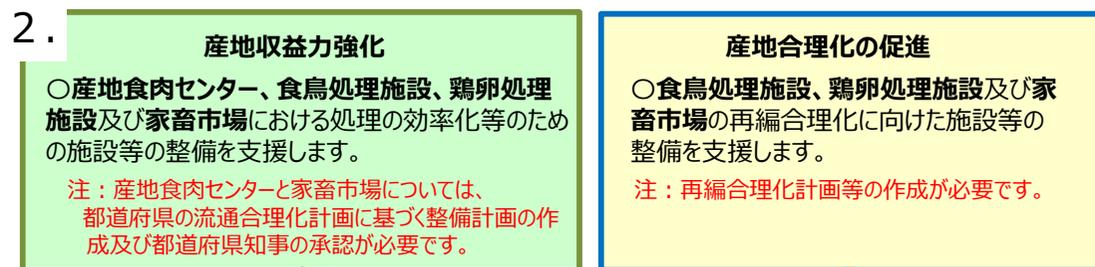
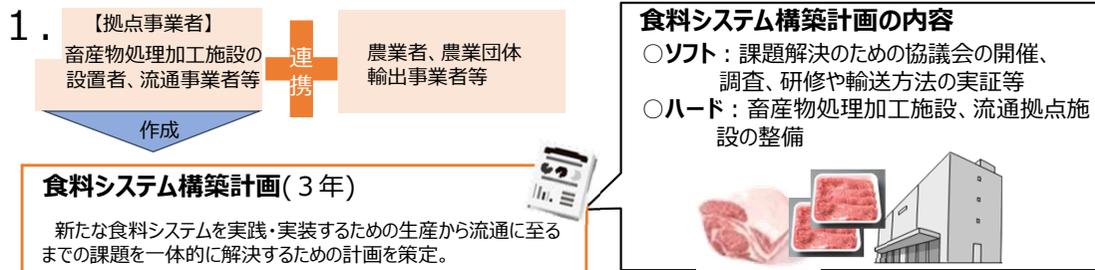
補助率: 定額、1/2以内等
 上限額: 整備事業 20億円/年×3年、ソフト支援 5,000万円/年×3年

2. 産地競争力の強化

安全で高品質な**国産食肉等の供給体制を構築**するため、**流通・処理コストの低減**や**製品の高付加価値化等**に必要な**畜産物処理加工施設**の整備を支援します。

補助率: 都道府県への交付率は定額、1/3以内等
 (ハラル対応施設、アニマルウェルフェア対応施設、副産物等処理施設等は1/2以内)
 上限額: 20億円

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 畜産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

＜対策のポイント＞

国産畜産物の安定供給や畜産物の産地における収益力向上を図るため、**生乳や牛乳・乳製品の流通の合理化・効率化等に向けた取組を支援**します。

＜政策目標＞

生乳の生産量（728万トン [平成30年度] →780万トン [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 効率的乳業施設整備

乳業の製造販売コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、**乳業工場の新増設・廃棄等を支援**します。

2. 集送乳合理化推進整備

集送乳の合理化による生乳流通コストの低減を図るため、**既存の貯乳施設の廃棄を伴う大型貯乳施設の新増設を支援**します。

3. 需給調整拠点施設整備

広域流通する生乳に対応した適切な需給調整を図るため、**余剰生乳処理等機能を有する拠点施設を支援**します。

事業実施主体：農業者団体、事業協同組合、協議会等

補助率：1/2、1/3、1/4、1/5以内

＜事業の流れ＞

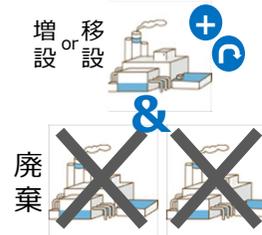


1の事業に応募できるケース

3以上の工場の廃棄に伴う工場の新設



2以上の工場の廃棄に伴う工場の新増設・移設



新增設等を伴わない単独での工場の廃棄



2の事業に応募できるケース

2以上の既存の貯乳施設の廃棄に伴う大型貯乳施設の新設



1以上の既存の貯乳施設の廃棄に伴う大型貯乳施設の新増設



3の事業に応募できるケース

複数の都道府県で生産された生乳*にかかる特定乳製品（バター、脱脂粉乳等）の製造施設等の新増設

*北海道、沖縄はこの限りでない。



○ 国産牛乳乳製品需要・消費拡大対策

<対策のポイント>

安全で品質の高い国産牛乳を学校給食用に安定的かつ効率的に供給すること等により、生乳需要の維持・拡大を図ります。

<政策目標>

- 牛乳乳製品の消費量の増加 [令和12年度生乳換算1,302万トン]
- 牛乳乳製品の輸出環境の整備 (720億円 [令和12年まで])

<事業の内容>

1. 学校給食用牛乳供給推進 550（550）百万円

- ① 学校給食用牛乳の安定的・効率的な供給等を推進するため、**学校給食用牛乳供給推進会議を開催し、事業実施計画の策定、配送の効率化に向けた取組、必要な調査等の実施を支援**します。
- ② 遠隔地、離島など**供給条件が不利な地域での学校給食用牛乳の利用を支援**します。
- ③ **小中学校等の学校給食への新規の牛乳供給を支援**します。

2. 乳製品国際規格策定活動支援 10（10）百万円

- 生乳需給の安定を図るとともに、乳製品の需要拡大を図るため、**乳製品国際規格に我が国の意見を反映させるための活動を支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 学校給食用牛乳供給推進



学校給食用牛乳供給円滑化推進

- 実施計画の策定
- 関係者の理解醸成活動
- 配送効率化に向けた取組（隔日配送等）等の実施を支援



学校給食用牛乳安定需要確保対策

遠隔地、離島など供給条件が不利な地域（地域振興8法に基づく指定地域）を対象に輸送費等のかかりまし経費の一部を支援



学校給食用牛乳新規利用推進

学校給食への新規の牛乳供給に奨励金を交付（初年度限り）

2. 乳製品国際規格策定活動支援



乳製品国際規格に我が国の意見を反映させるための活動（我が国意見の取りまとめ、国際会合の出席等）を支援

○ 養蜂等振興強化推進

【令和7年度予算概算要求額 251（219）百万円】

<対策のポイント>

養蜂振興のため、**蜜源植物の確保**や**植栽状況の実態把握**、**蜂群配置調整の適正化**や**ダニの防除手法**を中心とした**飼養衛生管理技術の普及**に向けた取組を支援します。また、**花粉交配用昆虫の安定確保**を図るため、**園芸産地と養蜂家の連携**や**在来種マルハナバチの利用拡大**、**健全な蜂群の供給**に向けた**技術導入**の取組を支援します。

<事業目標>

- 蜜源植物の植栽面積拡大や適正な蜂群配置調整、ダニ被害低減による蜂群数増加（21万5千群〔令和元年度〕→30万群〔令和11年度まで〕）
- セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換の加速化

<事業の内容>

1. 蜂群配置調整適正化支援

- ① 蜂群配置調整の適正化に向けた環境整備のため、**蜂群の位置情報**や**蜜源植物の植栽状況の実態把握**、**樹木を中心とした蜜源植物の植栽・管理**などの取組、**耕蜂連携による蜜源植物の定着化**に向けた実証を支援します。
- ② **適正な蜂群配置調整**の参考となる優良事例の調査・分析、蜜源植物の位置や植物の種別、蜂群の位置情報をはじめとする**関連データを蓄積・活用するための検討会の開催**や**地図データの作成**を支援します。また、飼育届に付帯する**蜜源・採蜜成績等をデジタルデータ化**した上で、**蜂群数、気象等との相関を分析**する取組を支援します。

2. 花粉交配用昆虫の安定確保支援

- ① 園芸産地において、花粉交配用蜜蜂を養蜂家と連携して安定的に確保する**協力プランの作成**や**蜜蜂の適切な管理技術**、**他の花粉交配用昆虫による代替技術の実証**等を支援します。また、特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチから**在来種マルハナバチへの転換実証**を支援します。
- ② 養蜂家による**花粉交配用蜜蜂群の供給体制を強化**するための蜂群の低温管理技術の導入や冬期間の管理技術の実証などの取組を支援します。

3. 飼養衛生管理技術向上支援

ダニの防除手法を中心とした飼養衛生管理、**蜜蜂への負荷の少ない輸送方法の検討**、**蜜蜂の飼養管理の高度化・省力化**のための技術の普及などの取組を支援します。

<事業イメージ>

養蜂等を取り巻く課題

- 蜜源植物の植栽面積が減少傾向で推移する中、蜜蜂の飼養戸数は趣味養蜂の普及もあって増加しており、一部では飼養者間での蜂群配置に関するトラブルも発生。
- 農業や熊による被害を避けるよう蜂群の飼養場所に変更の必要が生じても、十分な蜜源を確保することが困難。
- 都道府県による適正な蜂群配置調整を求める声が高まる中、県等が蜜源植物の植栽の状況や蜂群の配置に関する詳細な情報を把握できる仕組みの整備が必要。
- 近年の天候不順等により花粉交配用蜜蜂の供給が不安定な傾向にあることから、園芸産地と養蜂家の連携等による花粉交配用蜜蜂の安定確保が必要。
- 施設トマト等の花粉交配に利用されているセイヨウオオマルハナバチは平成18年に特定外来生物に指定されており、平成29年には「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を定めており、在来種マルハナバチへの転換加速化が急務。
- ダニ被害軽減のため、ダニ駆除剤の適正使用等、飼養衛生管理の高度化が必要。
- 養蜂家の高齢化や人手不足などが進展する中で、省力化のための技術普及が必要。

養蜂等振興強化推進事業の実施による課題の解決

事業実施により目指す姿

- 蜂群配置調整の適正化による蜜源の有効利用
- 養蜂家の所得増加と地域の活性化
- 花粉交配用昆虫の安定確保による施設園芸の体制強化
- 蜜蜂の飼養衛生管理技術の向上等による養蜂経営の安定

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1、2②、3の事業）畜産局畜産振興課（03-3591-3656）
 （2①の事業）農産局園芸作物課（03-3593-6496）

国内肥料資源利用拡大対策事業

【令和7年度予算概算要求額 58（8）百万円】

<対策のポイント>

肥料の国産化に向けて、畜産由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、**肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援するとともに、価格転嫁が間に合わない場合に必要となる肥料価格急騰対策に関する調査等**を実施します。

<事業目標>

肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を拡大（40% [令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1 施設整備等への支援

堆肥等の高品質化・ペレット化など、広域流通等に必要な施設整備等を支援します。

2 国内資源の肥料利用拡大等の取組への支援

- ① ほ場での効果検証の取組、成分分析、検討会開催、機械導入等を支援します。
- ② 関係事業者間のマッチングや理解醸成等の取組を支援します。

3 肥料価格急騰対策に関する調査

国内外の肥料原料価格等の動向を把握する調査を行います。

4 国内資源の肥料利用拡大に向けた調査

- ① 国内資源の肥料利用の効率化に必要な全国の土壌養分等の状況を調査し、土地生産力を明らかにします。
- ② 家畜排せつ物等の高度利用実態等を調査します。

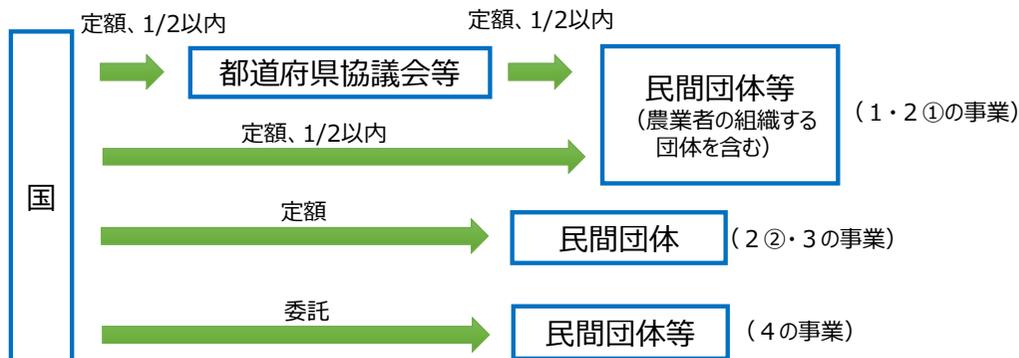
原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者との間で連携計画を作成した者へ支援



肥料利用者が使いやすい肥料の実用化・利用拡大



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- | | | |
|-------------|----------|----------------|
| (1、2、3の事業) | 農産局技術普及課 | (03-6744-2182) |
| (2①、4①の事業) | 農業環境対策課 | (03-3593-6495) |
| (1、2、4②の事業) | 畜産局畜産振興課 | (03-6744-7189) |

○ 飼料増産・安定供給対策

【令和7年度予算概算要求額 1,956 (1,820) 百万円】

<対策のポイント>

飼料生産基盤に立脚した持続的な畜産経営の推進に向けて、国産飼料の生産・利用拡大を図るため、**地域計画に基づく地域一体となった飼料生産の推進、青刈りとうもろこし等の生産・利用の推進、飼料生産組織の人材確保・育成等**の取組を支援します。また、飼料の安定供給を図るため、**飼料穀物の備蓄や配合飼料工場の事業再編に向けた調査、飼料輸送の効率化の実証等**の取組を支援します。

<事業目標>

- 飼料自給率：25%→34% [平成30年度→令和12年度まで]
- 畜産農家への安定的な配合飼料の供給

<事業の内容>

1. 国産飼料増産対策事業

- 飼料産地づくりの推進事業
全国推進協議会である「プラットフォーム」を構築し、シンポジウムの開催、アドバイザーの派遣等により**地域計画に基づく飼料産地づくり**を支援します。
- 国産飼料用とうもろこし等の生産技術実証
青刈りとうもろこしや子実用とうもろこし等の国内生産・利用を推進するための生産技術実証・普及等の取組を支援します。
- 飼料生産組織の体制強化等支援事業
オペレーター確保のための**募集活動**や、**大型特殊免許**や**必要な技術資格の取得**、人材育成のための**研修**、**人員・機械の有効活用状況調査**を支援します。

2. 飼料穀物備蓄・流通合理化学業

- 不測の事態に備え、配合飼料製造業者等が事業継続計画（BCP）に基づき実施する**飼料穀物の備蓄**や、関係者間の**連携体制の強化**、**輸入先国の多角化の検討等**の取組を支援します。
- 配合飼料工場の事業再編に向けた調査等**の取組を支援します。
- 飼料輸送の効率化・標準化**に資する実証等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 国産飼料増産対策事業

- 飼料産地づくりの推進事業

①理解醸成（シンポジウム、優良事例紹介）
②飼料生産に関するアドバイザー
③需要・供給のマッチングの情報
④補助事業の活用

①～④の情報をわかりやすくワンストップで提供、各地域における国産飼料の生産・利用拡大を後押し。
- 国産飼料用とうもろこし等の生産技術実証

青刈りとうもろこし 子実用とうもろこし 未利用資源
- 飼料生産組織の体制強化等支援事業

人材確保・育成	人員・機械の有効活用
<ul style="list-style-type: none"> ・就職説明会への参加 ・研修の実施 ・免許取得 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーターの相互派遣 ・機械の共同利用 等調査

2. 飼料穀物備蓄・流通合理化学業

- **飼料穀物の備蓄**（1/3以内）
配合飼料製造業者等が実施する飼料穀物の備蓄の取組を支援
- **配合飼料の緊急運搬**（1/2以内、定額）
国内の災害時等に、配合飼料供給困難地域への緊急運搬を支援
- **関係者間の連携体制の強化や輸入の多角化の検討**（定額）
平時における関係者の連携体制の強化や輸入先国の多角化の取組を支援
- **配合飼料工場の事業再編に向けた調査等の取組**（定額）
事業再編に向けた検討会の開催や調査、計画策定の取組を支援
- **飼料輸送の効率化実証**（定額、1/2以内）
センサーやタンク蓋開閉装置等を用いた飼料の在庫・配送管理等の効率化実証等を支援

【お問い合わせ先】（1の事業）畜産局飼料課（03-6744-7192）
（2の事業）飼料課（03-3591-6745）

○ 草地関連基盤整備 <公共>

【令和7年度予算概算要求額 395,156 (332,623) 百万円の内数】

<対策のポイント>

草地に立脚した力強い畜産経営の展開を図るため、国産飼料の生産拡大や畜産主産地の形成に資する**基盤整備を推進**します。

<事業目標>

- 飼料自給率の向上 (25% [平成30年度] → 34% [令和12年度まで])
- 飼料作付面積の拡大 (89万ha [平成30年度] → 117万ha [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 大型機械化体系に対応した草地整備

大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、**排水不良の改善や傾斜の緩和等の草地整備**を実施します。

〔【主な工種】 暗渠排水、起伏・勾配修正、草地の区画整理 等 〕

2. 泥炭地帯における草地の排水不良の改善

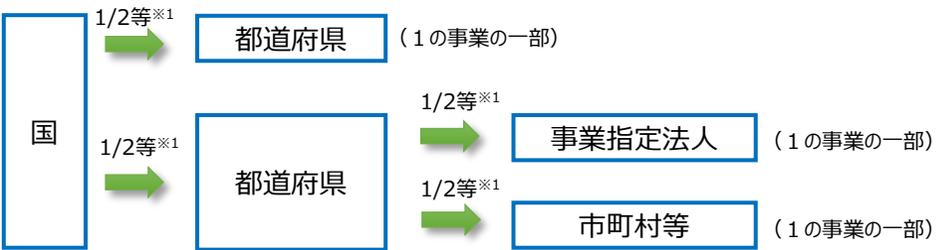
効率的な飼料生産基盤を形成するため、土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による**草地の湛水被害等に対処する整備**を実施します。

〔【主な工種】 整地、暗渠排水、排水施設 等 〕

<事業イメージ>



<事業の流れ>



基盤整備による効果



※ 1 中山間地域において荒廃農地の整備、面的拡大等を図る場合に国費率を55%
 ※ 2 2の事業は直轄で実施 (国費率3/4)

【お問い合わせ先】 (1の事業) 畜産局飼料課 (03-6744-2399)
 (2の事業) 農村振興局防災課 (03-3502-6430)

○ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

【令和7年度予算概算要求額 152（152）百万円】

<対策のポイント>

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 施設等整備事業

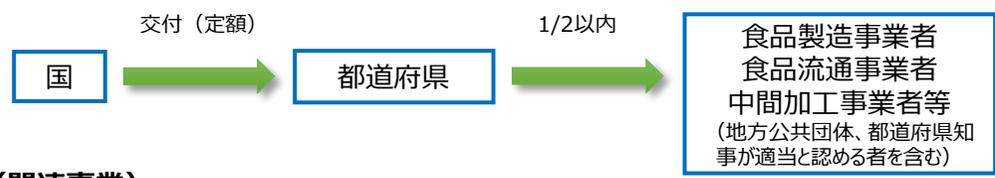
加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。

- ① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備
- ② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

2. 効果促進事業

施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**（効果促進事業）を支援します。

<事業の流れ>

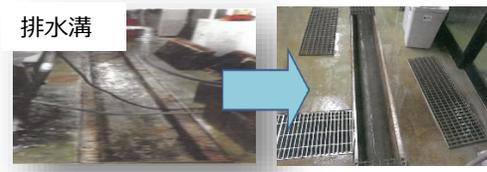


(関連事業)

食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業のうち食肉流通再編合理化施設整備事業等 **2,614（2,415）百万円の内数**

- ① 畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織する**コンソーシアム**による**食肉の流通構造の高度化・輸出拡大を図るための計画策定等を支援**します。
- ② **食肉処理施設の再編に必要な施設整備、機械導入等を支援**します。
- ③ 輸出ニーズに対応するため、**食肉処理施設における高度な加工処理設備や省力化設備の整備、加工機能の一部外部化等を支援**します。

<事業イメージ>



施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修



厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入



空気を經由した汚染を防止する設備（パーティション）の導入



製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課 (03-6744-2375)
畜産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

○ 畜産・酪農経営安定対策

【令和7年度予算概算要求額（所要額） 229,626（229,626）百万円】

<対策のポイント>

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

<政策目標>

- 生乳生産量の増加（728万トン [平成30年度] → 780万トン [令和12年度まで]）
- 牛肉生産量の増加（33万トン [平成30年度] → 40万トン [令和12年度まで]）等

<事業の全体像>

○ 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。

酪農経営対策

加工原料乳生産者補給金等 所要額 37,748（37,748）百万円

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）を対象に、独立行政法人農畜産業振興機構（ALIC）を通じて対象事業者に対し、補給金等を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構

加工原料乳生産者経営安定対策事業 所要額 5,948（5,948）百万円

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）の取引価格が補填基準価格（全国の直近3年間の平均取引価格）を下回った場合に、生産者に補填金（差額の8割）を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構

養豚経営対策

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）所要額 16,804（16,804）百万円

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出します。）。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構

肉用牛繁殖・肥育経営対策

肉用子牛生産者補給金 所要額 66,227（66,227）百万円

肉用子牛の全国平均価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする指定協会

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）所要額 97,726（97,726）百万円

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出します。）。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構（ただし、積立金の管理は農林水産大臣が指定した者）

採卵養鶏経営対策

鶏卵生産者経営安定対策事業 所要額 5,174（5,174）百万円

鶏卵価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、安定基準価格を下回った場合に鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援します。併せて、鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。

事業実施主体 （一社）日本養鶏協会

酪農経営安定対策

【令和7年度予算概算要求額（所要額）43,696（43,696）百万円】

<対策のポイント>

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）について生産者補給金を交付するとともに、指定事業者に対し集送乳調整金を交付します。また加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

<政策目標>

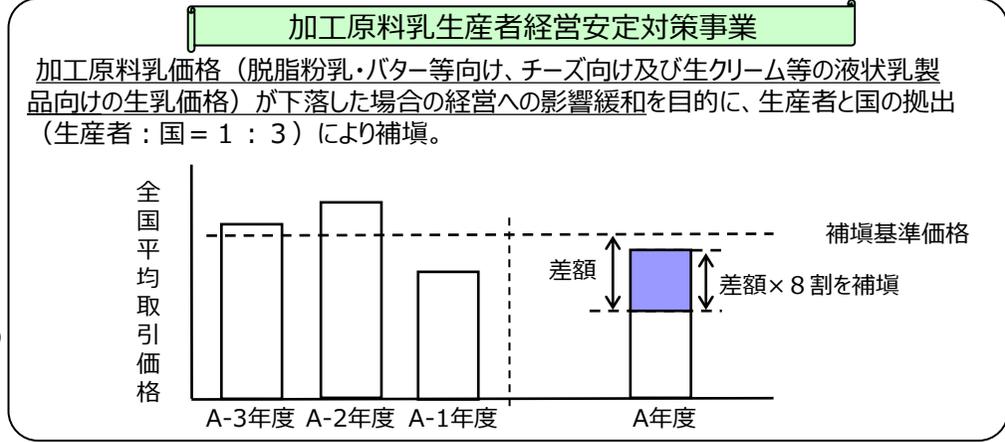
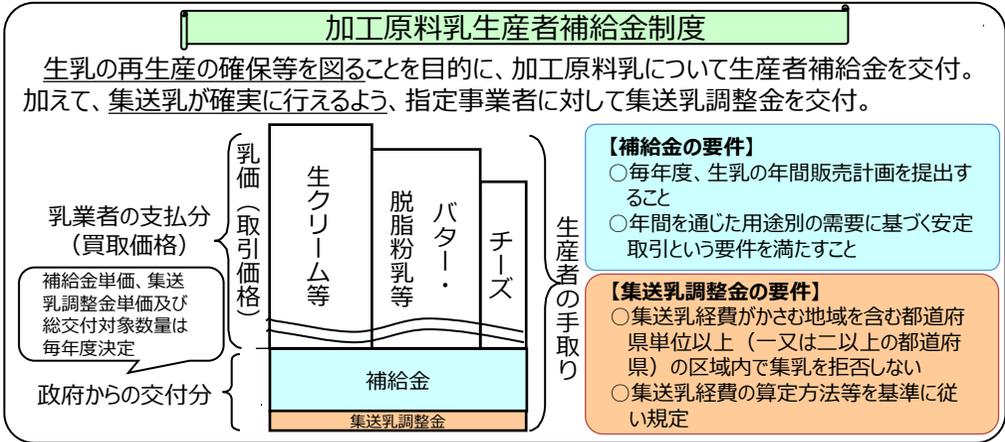
生乳の生産量の増加（728万t [平成30年度] →780万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

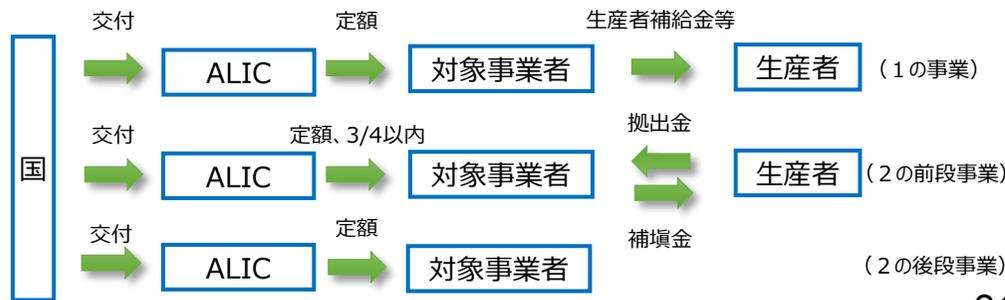
1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金等の交付
 (所要額) 37,748 (37,748) 百万円
 畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳について生産者補給金等を交付します。

2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填
 (所要額) 5,948 (5,948) 百万円
 加工原料乳の取引価格が補填基準価格（過去3年間の取引価格の平均）を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業を引き続き実施するとともに、経営安定機能の強化を図るための事業機能の拡充の検討に要する経費を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



○ 肉用牛繁殖・肥育の経営安定対策

【令和7年度予算概算要求額（所要額）163,953（163,953）百万円】

<対策のポイント>

肉用牛繁殖・肥育の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

（CPTPP協定等の発効を踏まえて、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）については補填率の引上げを実施し、肉用子牛生産者補給金制度については保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直しました。（平成30年12月））

<政策目標>

牛肉の生産量の増加（33万t [平成30年度] →40万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛生産者補給金（所要額）66,227（66,227）百万円
肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付します。

2. 肉用牛肥育経営安定のための支援

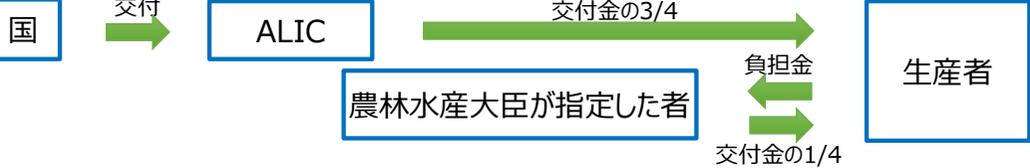
肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）（所要額）97,726（97,726）百万円
標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立による積立金から支出します。）。

<事業の流れ>

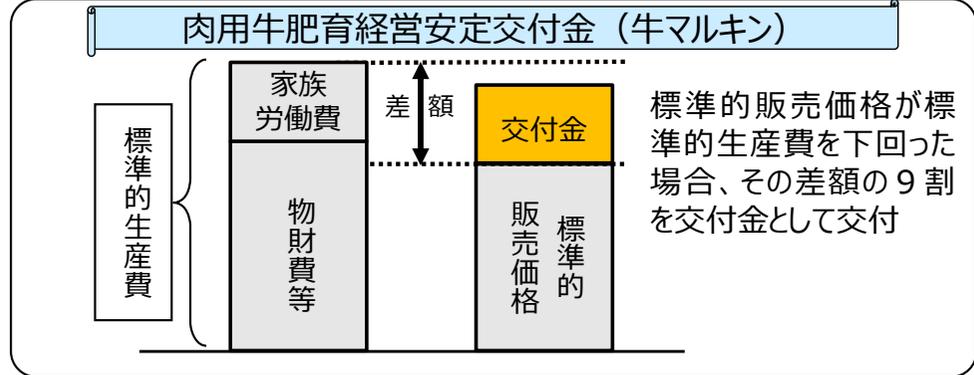
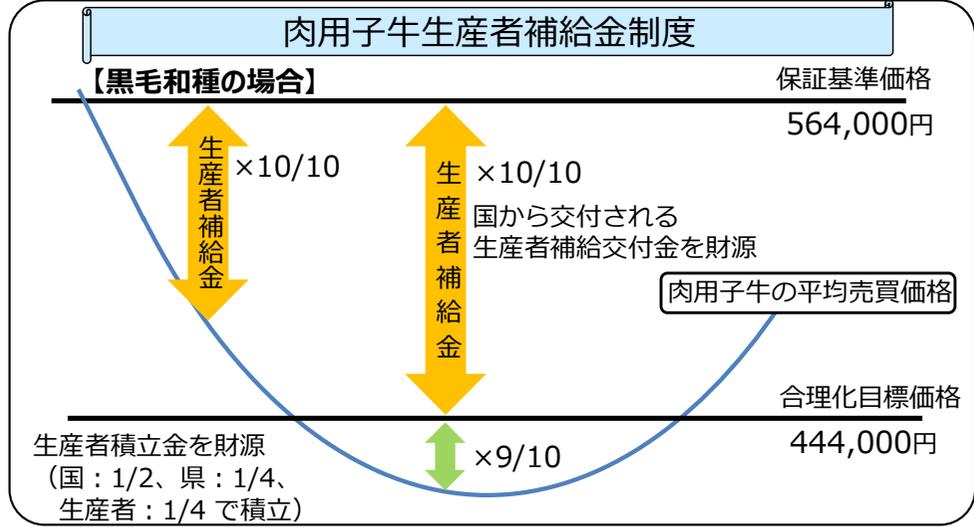
（1の事業）



（2の事業）



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】（1の事業）畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）
（2の事業）企画課（03-3502-5979）

○ 養豚及び採卵養鶏の経営安定対策

【令和7年度予算概算要求額

養豚 (所要額) 16,804 (16,804) 百万円
 採卵養鶏 (所要額) 5,174 (5,174) 百万円

<対策のポイント>

養豚及び採卵養鶏の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。
 (CPTPP協定等の発効を踏まえて、肉豚経営安定交付金(豚マルキン)については、補填率等の引上げを実施。(平成30年12月))

<政策目標>

- 豚肉の生産量の増加(90万t[平成30年度]→92万t[令和12年度まで])
- 鶏卵価格の安定化(卸売価格の変動幅:平均卸売価格の±25%以内[毎年度])

<事業の内容>

1. 養豚経営安定のための支援

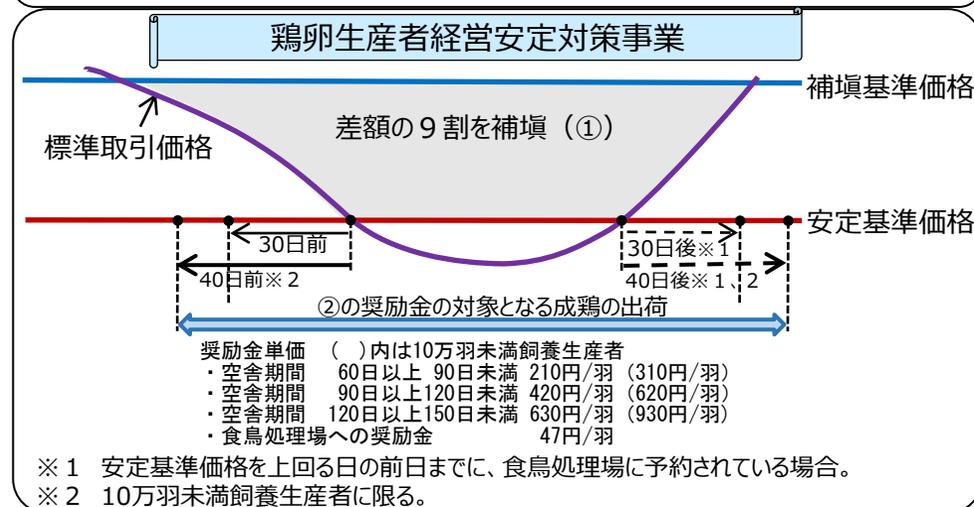
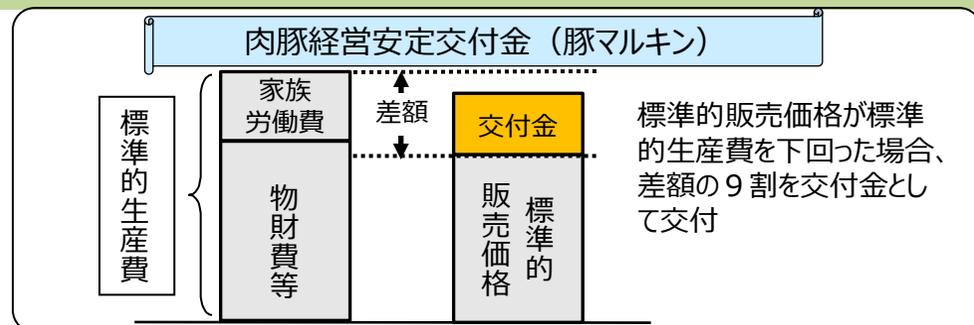
肉豚経営安定交付金(豚マルキン) (所要額) 16,804 (16,804) 百万円
 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します(交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立による積立金から支出します。)

2. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵生産者経営安定対策事業 (所要額) 5,174 (5,174) 百万円

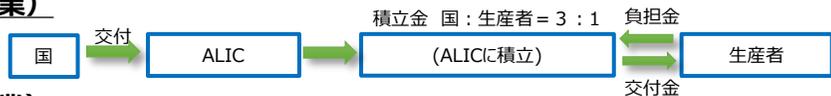
- ① 鶏卵価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填します。
- ② 鶏卵価格が安定基準価格を下回った場合に鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援します。
- ③ 確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。

<事業イメージ>

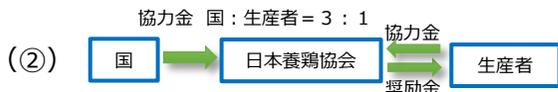
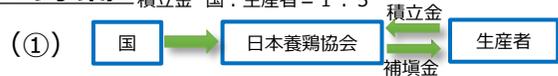


<事業の流れ>

(1の事業)



(2の事業)



【お問い合わせ先】 (1の事業) 畜産局企画課 (03-3502-5979)
 (2の事業) 食肉鶏卵課 (03-3502-5989)